

使用料の改定にご理解を

1

10月1日から

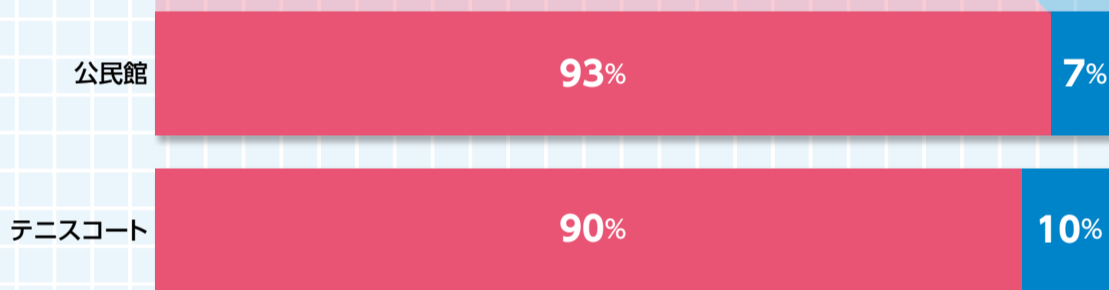
●本来の負担割合

公共施設の管理運営経費は、使用料と市税で賄っています。このうち、使用料の負担割合は、公共施設を利用している方と利用していない方との公平性を確保する観点から、多くの施設で50%と定めています。



●現状の負担割合 (平成24年度決算)

しかし現状では、使用料の負担割合が極めて低いことから、受益者負担の考え方に基づき、平成25年5月に市政戦略会議へ諮り、市民説明会やアンケートを経て負担割合の見直しを検討してきました。



●負担割合を是正

3倍を上限に使用料を改定 (市民等の場合)

公平な負担割合に近づけるため、使用料の改定にご理解をお願いします。

その他の変更点

2

●市民等以外の料金を設定

- 施設の有効活用を図るため、市民等(市内在住・在勤・在学の個人・団体など)しか利用できなかった施設を、市民等以外も利用可としました。
- 市民等以外の利用は、予約方法(予約開始時期)などで、市民等との差を設けます。
- 市民等以外の使用料は、原則、使用料の負担割合が100%となるよう設定しました。

手続き上の注意

市内在住・在勤・在学であるか否かの確認のため、各施設で利用者名簿などにより住所を確認し、併せて、手続きに来た方について身分証明書などによる本人確認を行います。

公共施設の利用している方と利用していない方との負担の公平性を確保するため、平成27年10月1日以降の使用から、新しい料金へ改定します。

現状では、管理運営費に対する使用料の負担割合が極めて低い施設が多くなっています。これを公平な負担割合に改めるため、平成26年9月市議会定例会において使用料条例の改正を提案し、一部修正を受けて可決されました。

現状では、管理運営費に対する使用料の負担割合が極めて

低い施設が多くなっています。これを公平な負担割合に改

めるため、平成26年9月市議会定例会において使用料条例

の改正を提案し、一部修正を受けて可決されました。

問 ☎ 334・1110 財政課



使用料改定対象の施設

3

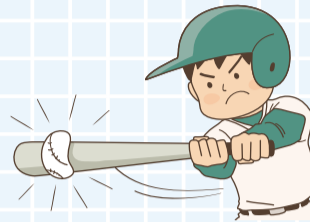
●集会室など(経過措置あり)

公民館
 勤労福祉センター(本館・分館)
 市民談話室
 男女共同参画センター
 地域ふれあい館
 アイ・リンクセンター
 急病診療・ふれあいセンター集会室



●スポーツ施設(経過措置なし)

野球場
 陸上競技場
 市民体育館(トレーニング室含む)
 テニスコート
 中国分スポーツ広場



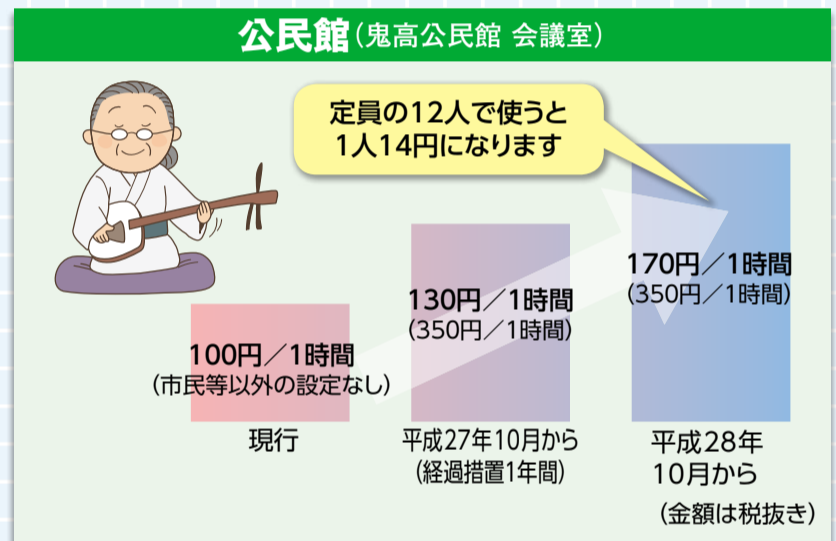
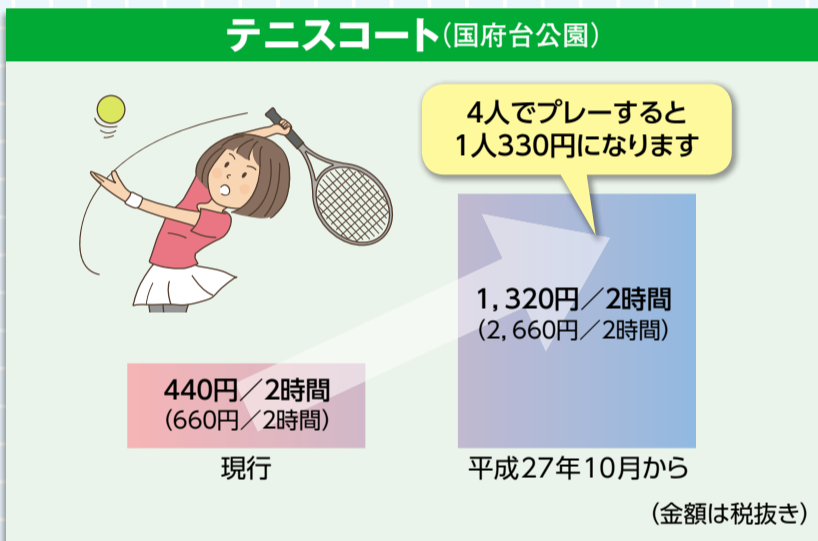
●その他(一部経過措置あり)

アイ・リンクタウン展望施設
 斎場(火葬料、式場使用料)
 霊園(管理料、霊堂使用料)

使用料改定のイメージ

4

使用料の改定金額は、施設によって異なります。一部の施設では、経過措置として使用料を段階的に引き上げます。下記の例は、市民等の税抜料金(下段カッコ内は市民等以外の税抜料金)です。それぞれ別途消費税等相当額が加算されます。この他、施設によっては学生料金などの設定もあります。



各施設の料金や、ご利用にあたっての不明点は、各施設にお問い合わせください。

増収分は全て施設の維持管理などに使います

5

本市の公共施設は老朽化が進んでおり、今後一斉に大規模修繕や建て替えの時期を迎えます。一方で、少子高齢化などにより、市税収入などの財源不足が予想され、今のまま公共施設を維持・更新していくことは困難な状況です。

市では、今回改定する使用料の増収分を全て公共施設の維持管理などに使用していきます。今後も効率的な施設運営や経費の削減に努め、利用しやすい施設を目指して運営形態の見直しを検討するなど、運営面での努力を進めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

